

平成25年第7回（7月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成25年7月10日(水)
開会10時00分 閉会10時43分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義

瀬口 勝美 豊田 和義

和才 直俊 石丸 茂信

岡 万寿夫 矢頭 道雄

土屋 豊一 恒成 一治

守口 正典 若山 清敏

高原 孝幸 是木 則幸

奥家 信弘

欠席委員の氏名 賀部 正直

4. 付議事項

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 1件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 大塚 和己、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成25年第7回総会を開催いたします。本日は賀部委員より都合により欠席の連絡をいただいておりますので委員14名での開催となります。
是木会長	開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。 皆さんおはようございます。ここ2・3日大変暑い天候となっております。田植え等も終わりましたが皆様においても体に十分に気をつけていただきたいと思います。 それでは、ただいまから平成25年第7回7月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には奥家委員、豊田委員のお二人を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局よ

事務局	<p>り説明をお願いします。</p> <p>「議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。まず1ページをご覧ください。</p> <p>この案件は、この農地の使用貸借権設定を行うための許可申請案件です。</p> <p>申請農地：吉富町大字今吉366番地5 田 495㎡</p> <p>譲渡人：吉富町大字今吉〇〇〇番地〇 Y. M</p> <p>譲受人：吉富町大字幸子〇〇〇番地〇 M. S</p> <p>転用理由：自己住宅建築及び駐車場等 (その他議案内容朗読)</p> <p>平成25年2月の農振除外会議で除外申請(住宅建築)がなされ、平成25年5月に県よりの許可が下りている案件です。</p> <p>農地区分については近隣が宅地化されているので、宅地化の状況が著しい区域に近接し、かつ、10ha未満の農地であることから第2種要件の農地であると判断されます。</p> <p>よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の豊田委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
豊田委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。MさんはYさんのお孫さんですので、この土地を借りて住宅建築をするみたいです。排水については、合併処理浄化槽で処理するという事ですので、水路に排水を流しても問題ないと思われます。</p>
事務局	<p>Mさんの娘さんの子供さんです。20年間の使用貸借権の契約を結ばれています。</p>
是木会長	<p>豊田委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第16号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、議案第16号に関しましては承認することと決めます。</p> <p>次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>10ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。</p> <p>IさんとYさんの平成20年11月からの6年間の利用権ですが、先ほどの5条転用申請がありました件に伴うことでの合意解約です。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。</p>

各委員 事務局	(質疑なし) それと報告事項の追加案件があります。11ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」です。この案件は、相続によって土地を取得したという案件です。Zさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんと娘さんの届出の報告です。
是木会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。
各委員 是木会長	(質疑なし) 本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？
高原委員	役場が現在転作確認をしているが、耕作放棄地が各地区で見受けられるが町が適正に管理するよう厳しく指導等できないのか。
事務局	基本として個人の土地なので強制はできないが、文書等でのお願い通知は頻繁に行っています。
高原委員 土屋委員	今後は何らかの対策を立てないと大変なことになってくる。 土屋地区においても、あと何年かで農業が出来なくなる農家が増えてくると思われるので、何か良い方法はないか。
是木会長 事務局	現状では、あくまでもお願いしか出来ないのではないか。 町で人・農地プランを策定しているので、相談等があった場合は認定農業者等への利用集積の斡旋を行っています。
高原委員	何年も耕作放棄地となっている場合は、すぐには水田に復帰しないので、そうなる前に個別に農家に強い指導をしていかなければならないのではないか。
事務局	町としても耕作放棄地の解消に向けて努力をしていくので、各委員さんにおかれましても地元での農家さんへの指導をよろしくお願い致します。
是木会長 事務局	その他に何かありませんか。 前回5条計画変更についてのその後の経過報告についてですが、許可条件として擁壁の嵩上げが条件でしたが、前回総会終了後に申請者に確認を行った結果、擁壁の嵩上げはしないとのことだったので、県には変更の許可は支障有で進達しました。 後日県より連絡があり吉富町で県、町、申請者の三者で再度協議を行いたいということで協議を行いました結果として、申請者として嵩上げはしないとのことでした。 最終的に県の判断としては、側溝等の条件の整備を行っているので条件（隣接する農地及び水路への土砂、生活排水の流出防止に努めること。）をつけて許可するというので報告がありました。 それと株式会社 Kの転用の件ですが、現在開発行為の申請が町にされており、色々条件の摺り寄せを行っていますが合意に至っていません。近日中に最終の申請を持ってくる予定です。

各委員 是木会長	(その他各地区内での情報交換) その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	予定どおり、8月8日(木)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
各委員 是木会長	(異議なし) それでは、これをもちまして平成25年第7回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
	10時43分 閉会